贈収賄防止規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

（適用範囲）

第１条　この贈収賄防止規程（以下、「本規程」という）は、信越化学工業株式会社（以下、「当社」という）で働くすべての役員（取締役、監査役、その他の役員）、従業員（嘱託、期間従業員、パートタイマー、出向者等を含む）（以下、「当社職員」という）および派遣社員（以下、当社役員、当社職員、派遣社員を「当社役職員」と総称する）に適用される。

（公務員等に対する贈賄の禁止 ）

第２条　当社役職員は、国の内外を問わず、当社の事業に関して、公務員およびこれに準じる者（以下、「公務員」という）に対して、その職務に関して、直接または間接に、金銭その他一切の利益（以下、「賄賂」という）を供与し、申し込み、約束しまたはこれらの行為を承認してはならない。

（公務員等以外に対する贈賄の禁止）

第３条　当社役職員は、国の内外を問わず、当社の事業に関して、公務員以外の第三者に不正な職務行為を行わせるために、または当該第三者が所属する機関の規則で禁止されていることを知りながら、当該第三者に対し、直接または間接に、賄賂を供与し、申し込み、約束しまたはこれらの行為を承認してはならない。

（収賄の禁止）

第４条　当社役職員は、国の内外を問わず、当社の職務に関して、賄賂を要求、受領、または受領を約束してはならない。

（懲戒）

第５条　当社職員が、本規程に違反した場合、当社就業規則の懲戒事由となる。

（改廃）

第６条　本規程の改廃は稟議により社長が決裁する。

「付則」

本規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。